

令和 8 年第 1 回

長与町議会臨時会会議録

令和 8 年 1 月 1 9 日開会

令和 8 年 1 月 1 9 日閉会

長 与 町 議 会

令和8年第1回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和8年 1月19日
本日の会議 令和8年 1月19日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	4番 岡田義晴議員
5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員	7番 西田健議員
8番 浦川圭一議員	10番 安部都議員	11番 金子恵議員
12番 山口憲一郎議員	13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員
15番 西岡克之議員	16番 安藤克彦議員	

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長	荒木秀一君	議事課 長	山口聡一郎君
係 長	早稲田由香君	主 査	村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長	吉田慎一君	副 町 長	荒木重臣君
教 育 長	金崎良一君	総 務 部 長	青田浩二君
建設産業部長	山崎禎三君	住民福祉部長	宮司裕子君
健康保険部長	山本昭彦君	教育次 長	荒木隆君
住民福祉部理事	細田愛二君	総 務 課 長	大山康彦君
財政課 長	北野靖之君	税 務 課 長	福本美也子君
収納推進課 長	和田久美子君	産業振興課 長	永石大祐君
福祉課 長	川内佳代子君	こども政策課 長	村田佳美君
健康保険課 長	森本陽子君	介護保険課 長	峰修子君

会議録署名議員

10番 安部都議員 11番 金子恵議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 10時59分

令和8年第1回長与町議会臨時会
議事日程（第1号）

令和8年1月19日 (月)

午前 9時30分 開議

[illegible]

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から令和８年第１回長与町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。日程に入る前に、先にご逝去された中村美穂議員を悼み一言申し上げます。本町議会の同僚議員である中村美穂議員が去る１２月２３日にご逝去されました。享年５８歳でありました。中村議員は、平成２７年４月の初当選以来３期約１１年にわたり議員を務められ、産業文教常任委員長をはじめ、長与・時津環境施設組合議員などの要職を歴任されました。誠実なお人柄と確かな見識を持って議会活動に取り組み、本町の発展に多大なる貢献をされました。また、自治会長、自主防災組織連絡協議会会長、地域公民館連絡協議会会長、南コミュニティ副会長としても、地域社会の発展と町民福祉の向上に大きく寄与されました。そのご功績と温かなお人柄は私たち議員一同の胸に深く刻まれております。ここに議会を代表し心から哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆さまに謹んでお悔やみを申し上げたいと思います。続けて報告いたします。藤田明美議員から辞職願の提出があり、地方自治法第１２６条の規定により許可し、令和７年１２月１９日付で辞職となりました。報告は以上です。

それでは本日の日程に入ります。日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、１０番安部都議員、１１番金子恵議員を指名いたします。

日程第２、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日の１日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日の１日間で決定しました。

日程第３、産業文教常任委員長の互選結果の報告を行います。

産業文教常任委員長を務められていた中村美穂議員のご逝去に伴い、１月８日に招集された産業文教常任委員会において委員長の互選が行われ、山口憲一郎議員が選出されましたのでここに報告いたします。

日程第４、長与町議会ＩＣＴの推進に関する調査特別委員の選任を行います。

お諮りします。藤田明美議員の辞職に伴い、長与町議会ＩＣＴの推進に関する調査特別委員が１名の欠員となっております。このことから、委員会条例第７条第１項の規定により、堀真議員を長与町議会ＩＣＴの推進に関する調査特別委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、堀真議員を長与町議会ＩＣＴの推進に関する調査特別委員に選任することを決定しました。

日程第５、議案第１号令和７年度長与町一般会計補正予算（第５号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

ただ今議題とした議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。それでは議案第1号令和7年度長与町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げたいと思っております。第5号の補正予算は、先般閣議決定されました強い経済を実現する総合経済対策を踏まえ、早急に実施する必要がありました物価高対応子育て応援手当の支給事業に係る歳入歳出予算の補正であり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年12月18日付をもって専決処分いたしました次第でございます。このことにつきまして、同法第179条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。それでは予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億5,242万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額を172億1,737万3,000円といたしましたところでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。歳入の14款国庫支出金は、物価高対応子育て応援手当の支給業務に係る事業費補助金および事務費補助金を計上をいたしております。続きまして3ページをお開きください。歳出の3款民生費は、同じく物価高対応子育て応援手当の支給に係る事業費を計上いたしております。本手当の事業概要につきましてご説明を申し上げます。物価高の影響を強く受けている子育て世代を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当といたしまして、0歳から本年度内に18歳になる子ども1人当たり一律2万円を支給するものでございます。支給対象者は児童手当の受給者等で、対象児童には令和8年3月31日までに生まれる新生児も含んでおります。支給方法は、原則プッシュ型で支給をいたし、令和7年10月1日以降に出生いたしました児童につきましては、新たに申請することが原則となっておりますところでございます。初回の支給予定を令和8年1月末としておりまして、データの抽出および案内文の発送など、いち早く支給事務に取りかかるため、専決処分をさせていただいております。なお、支給対象者数の合計を7,500人と見込んでおりまして、予算を計上しております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから議案第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第1号令和7年度長与町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第2号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例から、日程第10、議案第6号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの5件を一括議題とします。ただ今一括議題としました議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただ今一括議案となりました議案第2号から第6号につきまして提案理由を申し上げたいと思っております。初めに議案第2号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましては関連いたしますのでまとめてご説明を申し上げます。本議案は、町議会議員および三役の期末手当の支給割合につきまして、特別職の国家公務員の期末手当に係る改定に準じて改正を行うものでございます。第1条につきましては、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、総支給割合を3.5月分とするものでございます。第2条につきましては、6月および12月の期末手当に係る支給割合を平準化するため、それぞれ100分の175に改めるものでございます。なお附則につきましては、条例第1条は公布の日から施行、令和7年12月1日から適用するものとし、第2条は令和8年4月1日から施行すること、また期末手当の内払について定めておるところでございます。

続きまして、議案第5号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして。本議案は、人事院勧告等の内容に準じまして、町職員の期末手当および勤勉手当における支給割合、給料月額、各種手当の支給要件等を改定するものでございます。令和7年8月の人事院勧告におきましては、民間給与との較差を埋めるため、初任給や若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料月額を引き上げるとともに、期末手当および勤勉手当の支給割合を引き上げる改定がなされております。併せて諸手当の見直しも図られておりまして、本議案は人事院勧告等の内容に準じ、条例改正を行うもの

でございます。第1条では職員の通勤手当の額を各通勤距離区分におきまして400円から7,100円の増額としておりまして、宿日直手当につきましては300円の増額としております。また管理職員特別勤務手当につきましては、規則で定める勤務をした職員に対する支給割合を100分の150を乗じて得た額とするように改め、職員の期末手当および勤勉手当の支給割合につきましては、それぞれ0.025月分引き上げ、期末勤勉手当の総支給割合を4.65月分としております。なお再任用職員につきましてもそれぞれ0.025月分引き上げ、総支給割合を2.45月分としております。またこれらに加え、別表第1の給料月額を改定するものでございます。第2条では期末手当および勤勉手当の支給割合を平準化するため、6月および12月期の配分をそれぞれ改めるものでございます。なお附則につきましては、条例第1条は公布の日から施行、令和7年4月1日から適用するものとし、第2条は令和8年4月1日から施行すること、また給与の内払について定めておるところでございます。

続きまして、議案第6号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして。本議案は人事院勧告の内容に準じまして、会計年度任用職員の報酬基準月額の改定を行うものでございます。内容といたしましては、令和7年8月の人事院勧告における給料月額の引き上げに伴い、別表第2における報酬基準月額を改定するものでございます。なお附則につきましては、公布の日から施行、令和7年4月1日から適用するものとし、併せまして給与の内払について定めております。以上が議案第2号から第6号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

これから質疑を行います。まず議案第2号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第4号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第2号から議案第6号までの5件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第6号までの5件は、委員会付託

を省略することに決定しました。

これから議案第2号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第2号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等の改正条例に反対するものでございます。議員報酬の本則については、令和6年4月の特別職報酬等審議会の答申を尊重し、議会機能の維持と将来的な成り手不足の解消という見地から賛成をいたしました。長与町の議員報酬は、議会活動、議員活動の増加に照らせば、依然として改善の余地があるという認識に今なお変わりはありません。しかしながら期末手当分の増額に関しては、町民の生活実態を考慮すべきと考えます。昨今、物価高騰が実質賃金の伸びを上回り、可処分所得が減少する中で、日用品や食料品の購入にすら苦慮する声が現役世代、年金受給世代を問わず寄せられております。こうした経済的閉塞感を鑑みれば、議員の期末手当を増額するということに対し躊躇を禁じ得ません。また今回の改正が成り手不足の解決に寄与するかと問われれば、それは希薄であると判断をいたします。現在国政においても、閣僚は増額分の自主返納あるいは据え置きといった政治的判断がなされております。以上の諸要因を総合的に勘案し、現時点での期末手当増額は見送るべきと考え、本議案に反対いたします。また、のちの議案で特別職の常勤職、あるいは労働基本権の制約を受けている特別職公務員の皆さんの分につきましては特に異存はないということを申し添えて、討論いたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第2号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第3号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第４号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第８、議案第４号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第５号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第９、議案第５号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第６号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第１０、議案第６号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１１、議案第７号令和７年度長与町一般会計補正予算（第６号）から、日程第１３、議案第９号令和７年度長与町介護保険特別会計補正予算（第３号）までの３件を一括議題とします。ただ今一括議題としました議案について提案理由の説明を求めます。
吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ただ今一括議案となりました議案第７号から第９号につきまして、提案理由を申し上

げます。

初めに議案第7号令和7年度長与町一般会計補正予算（第6号）につきまして、本補正予算は早急に実施すべき事業2件につきましてお願いするものでございます。まず1件目は、先般閣議決定されました強い経済を実現する総合経済対策を踏まえ、拡充された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したもので、物価高騰の影響を受けた生活者等を引き続き支援するため、町民1人当たり1万2,000円分の町内で利用可能な商品券を配布するための事業費でございます。次に2件目は、人事院勧告の内容に準じました職員の給与およびパート報酬ならびに通勤手当等の差額支給に伴う補正でございます。いずれも早急に事務を開始する必要があることから、急きょ補正予算をお願いするものでございます。それでは予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5億8,406万1,000円を追加いたしまして、補正後の総額を178億143万4,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。歳入の14款国庫支出金は、先ほど説明いたしました商品券発行業務に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を計上しております。15款県支出金は、パート報酬の差額支給等による各事業費の増に伴い、子ども子育て支援交付金を増額。19款繰越金は、本補正予算の財源調整として計上をしておるところでございます。

続きまして、3ページからの歳出についてご説明を申し上げます。歳出では、人事院勧告に基づく職員の給与およびパート報酬等の人件費以外の補正につきまして主なものをご説明申し上げます。第7款商工費は、先ほど説明いたしました町民1人当たり1万2,000円分の商品券を配布するための事業費といたしまして、商品券発行等業務委託料を計上をしておるところでございます。5ページをお開きください。第2表繰越明許費では、7款商工費1項商工費の商品券発行业務につきまして繰越額の決定をお願いいたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。

続きまして、議案第8号令和7年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ88万円を追加いたしまして、補正後の総額を44億2,599万7,000円とするものでございます。それでは歳入についてご説明を申し上げます。予算書の2ページをお開きください。3款県支出金は人事院勧告に基づく人件費の増額分でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費、4款保健事業費は、会計年度任用職員の人事院勧告に基づく人件費の増額分でございます。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照をよろしく申し上げます。

続きまして、議案第9号令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）につ

きまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ122万円を追加し、補正後の総額を35億5,130万円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。保険事業勘定の歳入につきましては、7款1項一般会計繰入金は人事院勧告に基づく人件費の増額分でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款3項介護認定審査会費、3款2項一般介護予防事業費、3款3項包括的支援事業・任意事業費は、人事院勧告に基づく人件費の増額分でございます。7款1項予備費は、収支の調整として210万9,000円を減額計上しております。次に4ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳出につきまして、1款1項指定介護予防支援事業費は、人事院勧告に基づく人件費の増額分でございます。収支の調整といたしまして、2款1項予備費を99万円減額をしております。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照をよろしく申し上げます。以上が議案第7号から第9号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

これから質疑を行います。まず議案第7号について質疑はありますか。

11番、金子議員。

○11番（金子恵議員）

この中の物価高騰部分についてちょっと教えていただきたいところがありますので、人勤の人件費に関しては何も言うところはないのかなというふうに考えております。今回のこの補正の中に入っておりますこの物価高騰対策事業に関してですけれども、この中の一般財源を充当している部分ですね、こちらが具体的にどのような経費、そういうものに使われているのかというその内容と内訳を教えてください。それと、この一般財源の部分ですね、こちらが国の交付金の対象外の経費なのかというところも併せて教えていただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

中村企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

今回、一般財源で見せしている部分につきましては、令和7年12月に長崎県議会で議決されました補正予算におきまして、市町が県と連携して食料品などの物価高騰で影響を受けている県民生活の下支えや、事業者等の売上拡大等を図るため、市町が実施するプレミアム付商品券等発行事業に対し県から追加で支援を行うことが決まりまして、本町の商品券発行事業におきましても、県からの補助を活用する予定でございます。一般財源で見せている部分につきましては県の補助を活用する予定でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

何となく、はい。では一般財源のその部分が県の方で可決された部分というところで何となく理解はできました。で、今回の商品券ということで、長与町の場合は1万2,000円分の商品券を配布するということになっております。これですけれども、近隣では水道料金の減免という形でやっているところもあると。より多くの住民に行き渡る手法を選択したのかなというふうに考えております。もちろんその1万2,000円のこの商品券もそうでしょう。ただ、商品券を配るに当たって、前回郵送料とかそういう余分な部分の経費の部分が大きくあったので、この部分を今回どういうふうに考えておられるのかということと、どういうふうな手法で配布されるのかっていうところは教えていただければと思います。最終的にどのような整理の下で商品券という判断をされたのか、こちらの方も併せてお知らせください。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

私の方からは商品券発行事業を選択しました経緯につきましてご説明いたします。国からは地域ごとの実情に合った支援を皆さまに一刻も早くお届けするため、速やかに対応するよう示されているところでございます。県内各市町村におきまして、プレミアム付商品券、商品券、水道料助成などさまざまな事業が計画されていますが、本町におきましては、長引く物価高騰の影響を受けています町民の皆さまのためにも、金銭的負担のかからない商品券発行事業がベストだと判断したところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

商品券発行事業につきましては、商品券の印刷、送付で換金につきましてを委託をすることで検討しております。前回のプレミアム商品券と違いまして、今回は商品券発行事業ということで、町民1世帯当たりで郵送を1回で済ませたいということで、送料の方も軽減をしたいということで今事業を検討しております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

今回1回で済ますことができるということで郵送料の軽減というのを図られるということですが、実際にはその郵送料というのはどのくらいかかるか、積算できているのか、その点だけお願いします。それと対象ですね、世帯数だと思うんですけども対象数が分かれば、最後教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

送料につきましては郵便事業者等と事業の内容について協議をさせていただいておりまして、通常の料金よりもまとめて発送分が多いもので割引な価格での送付ができるように調整をしております。対象の世帯数につきましては、今11月の30日現在で1万7,172世帯ございます。今そこからおよそそのぐらいの世帯数ということで今見込みをしております。

○議長（安藤克彦議員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

郵送費用の総額ですけれども、今事業者と協議を進めてる中ですので、明確な額についてはお答えできません。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私も同じところ商工費委託料ですが、まず町内で使える商品券ということだと思いますが、要するに商品券が使えるお店というのはどうなるのか。例えば商工会に加盟しているというような何か要件があるのか、特に申請などなくても町内の事業者どこでも使えるのか、それとも商工会加盟とは別で今回の商品券事業に参加したいという事業者側からの申請が必要なのか、申請登録ですね、この点を伺います。また、今回委託事業になりますが、委託先をどう選定されるのか。金額等からいって入札が必要になるかと思うんですが、この委託先の選定の予定を伺います。それから、先ほど同僚議員の質疑ともちょっと重なるんですが、この一般財源分の1億2,687万7,000円というのが県から支援されるということで、平たく言うと町の持ち出しはないということだと思うんですが、先ほどのご答弁ですと、県議会で可決された県内市町の商品券発行等の事業の支援ということでした。つまり、これもしも現金給付などを町民に行った場合であれば、この県費の分は使えなかったと考えていいのか。つまり何が言いたいのかといいますと、今回物価高騰対応重点支援のこの交付金の活用については、全国の市町がそれぞれにおこめ券であったり、水道料金減免であったり、現金の給付であったりされてるようですが、長与町でも一部町民から現金の給付がいいというような声もありました。私がそう考えているということじゃないんですが、やはり当然そう思われる方もいらっしゃる

って当然かと思うんですね。つまり、今回現金給付等ではなくて、水道料金等の減免でもなく、町内商品券を発行するという事はさまざまな事業を勘案して、一番メリットがあると判断されたからじゃないかと思うんですが、平たく言うと、例えば現金給付等であつたらこの1万2,000円にはならなかった、つまりもっと安い1万円とかですよ、県費の分が商品券であれば使えるから1万2,000円になった。例えばこれ現金で給付してたら1万円だったとか、何かこの金額の差が、ちょっと仮定の話にはなろうかと思うんですが、あるのか。要するにいろんな事業の勘案してこれにした理由が何か。先ほどのちょっとご答弁とかぶるかと思うんですが、先ほどの県費が使えるというのもあったからなのか。ちょっともう一度ご説明お願いします。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

質問がありました順にお答えしたいと思います。まずこの商品券の対象となる店でございますが、原則ですね、換金等もございます、またどの店が使えると町民の方にもお知らせしないといけませんので、登録をしていただくように考えております。事業の委託方法につきましては、商工会との協議を進めながら、今その他にも一般の事業者への発注等も今検討をしているところでございます。一般の事業者への発注となりますと、一般競争入札を考えております。県の方の商品券事業の補助金ですけども、これにつきましては県内で使用できる商品券というのが事業の条件となっておりますので、今回の商品券事業につきましては県の商品券事業を活用するということで事業構築しております。県の事業につきましては現金給付は対象とはなっておりませんので、現金を配る場合につきましては県の事業は活用できないということでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうしますと、まずこちらもちょうと順番に再質問いたしますが、先ほど今回の商品券事業に参加したい店は登録してもらおうということでしたが、町内事業者への周知、いや後からそういう事業があるんであれば参加したかったというようなことになっては困ると思います。この商品券が配布されて使えるようになってから、もうどの希望する店はどこでも使えるようにやっぱりなっていないといけないと思うんですが、事業者にこういう事業をやりますという、そういった、で登録してくださいという周知をどのような方法でいつ行う予定か。それから委託先ですが、商工会と話をしながら、一般の他の委託先もということでしたが、これはちょっとよく分からなかったんですが、どちらなんですかね。金額からいくと当然入札してしかるべきだと思うんですが、もう一度ご説明と、あとこれ繰り越しということですので、年度内には難しいということなのかなと思うんですが、これもし可決された場合のスケジュールですね、要するにいつ商品券は町

民の手に届くのか。それから届いた後、いつまで使えるようなものという期限があるのか。あるとしたらいつ頃なのか。そういった発行、送付のスケジュールと、その商品券そのものの使用方法を伺います。それから、先ほど現金等であれば県費の分は使えなかったということで、計算上恐らくそうなった場合は1万2,000円に満たない、もし仮にですよ、現金になった場合はあったと思うので、例えば現金がよかったというような町民の方がいらっしゃっても、こういう商品券の方が金額的にメリットがあるんですよということが我々議員としても説明ができるわけですが、そういうことで間違いはないのでしょうか。例えばですけども、現金給付であればもっとスピードが多分上げられたと思うんですね、年度内とか。ただ、それよりも金額をより多く町民の方に活用してもらうことが重要だと考えた結果、この商品券事業になったのか。ちょっと改めて、そのスピードよりもそういう金額のメリットを考えたのかといったような、この商品券事業にした明確な理由というのをもう一度伺いたいんですが、お願いできますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

商品券発行事業になった経緯の中でですね、当初は1万円という形で想定してたんですけども、県の事業が上乘せされましたので、その分を追加した形で発行できるということで、1万2,000円という発行する事業を構築いたしました。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

使えるお店の方々への周知の方法につきましては、原則広報誌、ホームページ等での周知を考えております。あとはそれに連動したSNSでの通知ですね。あと大規模なお店につきましては、直接職員の方も出向いて事業の協力のご案内等をさせていただきたいと考えております。あと事業者につきましては、商品券事業の実績が商工会等でもございますので、まずはそちらに協議を今しているところでございます。商工会の方もやっぱりさまざま事業されてますので、受けれないということでございましたら一般競争入札での事業者を探すということで考えております。あと、すいません、周知につきましては商工会の方でも会員事業者への周知をしていただくように今話をしておるところでございます。スケジュールにつきましては、今印刷事業者とも話の中では発注から2カ月程度は今かかるということで、今のところ商品券お届けできるのが5月中、使用期限としては9月末を想定をしております。

○議長（安藤克彦議員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

場内の時計で１０時３５分まで休憩いたします。

(休憩 １０時２４分～１０時３５分)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第７号に対する八木議員の質疑に対し、再度答弁を求めます。

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

現金でなく商品券を選んだ理由につきまして、補足説明をいたします。今回交付されます重点支援地方交付金、こちらに食料品の物価高騰に対する特別加算も含まれておりまして、こちらは約１億６，８００万円程度ですね。この趣旨を踏まえまして、食料品などに利用できる商品券を選んだところでございます。また、生活者支援に加えまして事業者支援となることから、商品券事業としたところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

続けて答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

委託方法の検討につきましては、これまでプレミアム商品券等発行をしていただいております商工会ですね、こちらがもう既に事業者が町内で一定数おられるということと、プレミアム商品券等での町内での事業者への換金実績がございます。本事業につきましても、安心してお任せできる所というのがまず一つかなと思っておりますので、まず今商工会と協議を進めさせていただいておりますところでございます。商工会の方でも今回の事業に対応できないということでしたら、他の事業者を募集するということで、一般競争入札での事業者募集を検討しておりますところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○５番（八木亮三議員）

先ほどの財政部理事のご答弁で非常によく分かりました。この商品券にするのは、私としても町内で使えるということは、おっしゃったとおり町内事業者の支援にも同時になる、消費者だけでなく事業者の支援になるので非常にいいものだ。あと金額も現金等よりもアップされるということで個人的にはいいものだと思っております、その点は理解いたしました。委託先ですよね、本来随意契約っていうのはどうしてももうそこにしか頼めないという際に発注する手段。本来行政の契約というのは入札が一定の金額を超えれば入札が原則であるので、果たして本当にそれに該当するのか、これはよく考えていただきたいんですよね。というのは、今おっしゃられた商工会にお願いするメリット等もあるかとは思いますが、今の話でももし商工会ができれば他に頼

む、つまり他の事業者でもできない事業ではないということかと思うんですね。つまり最初から入札ではなくて、商工会とちょっと協議の上で駄目だったらとなると、当然それだけスケジュールが先に延びるんじゃないかっていう危惧もあるんですよね。なのでちょっとその点は、本当に随契がまず第一に考えて、その後入札というものでいいのか。そこをちょっと考えていただきたいので、ちょっと質問ということになるので伺いますが、どうしても最初から入札よりも、今おっしゃった先にまず商工会と協議するのがいいということなのか。再度、先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、改めて伺います。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

事業を委託するに当たって一番我々発注する側として今危惧してるところが、事業者がどういうふうにして換金できるか。商品券、紙で今回発行をする予定でございますので、その紙をどこか町内の事務所に持ってきていただくか、郵送していただくかと、ちょっと事業者に委託するに当たっては検討事項等も多いところではございます。商工会ではこれまで換金実績等ございますので、まずそういうところも含めてまずは商工会の方が安心して事業をお任せできるんじゃないかと検討をしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

8番、浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

まず10ページの議会費の補正でございますけども、今回冒頭議長からご案内あっていたようですが、2名の方が減員になっているんですけども、その方たちの分の報酬なりが今回の補正には反映されていないということで、それと今後恐らく確実に減額されるであろうと思ってるんですが、その分は今後どうされるのかっていうことと、27ページ先ほど来この商品券の発行事業等業務委託料ですね、町長の説明の中で町民1人当たり1万2,000円ということで算定をしておりますということであつたんですが、ちょっと実際これ商品券の額面が1万2,000円のを町民が幾らで買うのか、もしくは町民が1万2,000円出して額面幾らのものを買うのか、そこら辺もう少しちょっと分かりやすく説明していただきたいと思います。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

山口議事課長。

○議事課長兼監査事務局長（山口聡一郎君）

議員2名分につきましては、3月の補正の方で減額の補正を行いたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

1万2,000円の商品券につきましては、町の方で1万2,000円の商品券を1名当たり、それをもう直接お送りするという事で購入等はございません。

○議長（安藤克彦議員）

山口議事課長。

○議事課長兼監査事務局長（山口聡一郎君）

一点補正させていただきますけれども、議員期末手当につきましては今回含まれておりますけれども、3月の補正の方で対応したいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

3月の補正で計上されるということですけども、今回この臨時会まで開いてわざわざ補正を計上してるわけですよね。その直前にそういうもう事実が出てきたということで、本来であれば直近の補正予算当たり、今回こういう機会なければ私も言うつもりはないんですが、あえてこう今回臨時会を開いて補正を上げるというような状況になっている中で、上げなければならなかったんじゃないのかなという思いがありましてちょっと質問したんですが、どうなんですかね。基本的にはどうなんですか、こういった場合は上げていただく方が議会としては分かりやすいと思うんですが。

○議長（安藤克彦議員）

大山総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

基本的に人件費につきましては、基本的に3月の補正等々では大きな変化がない限りは調整をしませんで、結局3月まで何が起こるか分からないということでございます。しかも今回議員の方2人欠員になったというところでございますので、万が一もう1人欠員というふうな状況が起こりますと、また選挙が起こって、また給与が発生すると、報酬が発生するとするという場面もございますので、そういった不測の事態に備えた状態で、今回の補正の中では特に触ってないということでございます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

まず商品券発行事業の委託料についてお伺いしたいと思うんですが、住民の方がやはり気になる件はどういうことかなと思ひまして、ちょっと私も質問を考えてみたんですが、1回で済ますっていう趣旨は町内に住居を有する方をピックアップして送るということだろうと思うんですけども、それがどの時点での長与町住民というふうにするの

か、例えば出生されたり死亡されたり、あるいは転居、転入がありますので、どの時点での長与町民という基準点みたいなものがどうなるのかという点が一つと、やはりこういう事業をやるということはあまねく住民に行き届く必要があると思うのですが、実態として住所があるのにそこにいないとかいろいろと出てくるかと思うんですが、そのあたりの対応を何らか考えているのかという点が一つですね。あとはもうほとんど皆さんの質問の中で出たんですけれども、それとですね、今回のこの予算の説明書の計上の仕方で一般財源として上げてる部分は、実態としては同僚議員の質疑の中では、県からのお金が出てくるんだということでありましたが、そうであればこの国県支出金の方に上げなかった理由ですね、一般財源で上げたのはなぜかなというのがちょっと率直な疑問としてありますので、その点もお伺いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

対象となる町民の方につきましては、住民基本台帳に記載のある方を対象にお配りするというので、基準日につきましては、まだ印刷等のスケジュール等ですね、あとちょうど3月から4月が転出転入の数が多い時期ということでございますので、3月から4月の適正な時期を定めてちょっと今後検討して決めていきたいと考えております。一般財源に今計上しておるのは、まだ県からの内示等もあっていなかった状況でございましたので、一般財源として計上をしているところでございます。あと台帳上の住所に送らせていただくことになるのですが、いらっしゃらないということであれば当然戻ってくるということになると思います。そういう方については町で保管をして取りに来ていただくか、もしくはもう取りに来られないことであればそのまま使われない商品券として取り扱うことになるかと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

6番、松林議員。

○6番（松林敏議員）

令和4年度のプレミアム付商品券発行事業の時とちょっと比べさせてもらんですけども、あの時がプレミアム率が66.7%付くと多分相当高いプレミアムが付いた商品券であったにもかかわらず何かこうあんまり売れ行きが良くなかったのかなと自分は思ってたまして、やっぱり商品券の使い勝手が良くなかったのかなと思ってるんですよ。今回改めて全員に配布するというのであれば、商品券の使い勝手を良くするようなアイデアが何か必要じゃないかなと思ひまして、思ってるのは、やっぱり不評だったのは小売店舗でしか使えない商品券が4割ですね、やっぱり何かこう大型店と小売店と使い分けみたいなのが、あれがあんまり良くなかったんじゃないかなって個人的に思ってるんですけども、その辺は決まっていないうであれば、できれば統一してどこでも使えるよ

ってというような商品券できないかどうか、考えをお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今回の商品券につきましてはあくまで消費者支援でございますので、前回のプレミアム商品券事業でもやっぱり利用が多かった店等でやはり使っていただけるような検討をしておりますので、大型店とかですね、前回の小型店とかいう縛りはなく、町内の事業所で使える商品券ということでの発行を考えております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

15番、西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

質疑をさせていただきます。先ほどの商品券の受け渡しで、不在の所についての答弁がございました。役場の方で保管をするという形ですけれども、その保管期限はいつまでをお考えなのか。と、商品券について資金決済法という法の縛りがございます。この法の縛りを今回は受けるのか。それともこれは今回特別なもので、国県の考え方を受けてこれは受けないのか。その2点についてお尋ねをいたします。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

事業者側に戻ってきた商品券につきましての保管期間については、ちょっと今のところまだ定めてはおりません。あと商品券が法の適用を受けるかということでございますが、発行日から6カ月以内の商品券もしくは地方公共団体が発行する商品券というものは、法律の適用を受けないということになっております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今のご答弁を踏まえて、保管期限はたしか発行から6カ月だったかな、それと交換の期限もあると思うんですね。事業者に行き、事業者から今度当該のまた実施者に対しての交換の期限というのがあるので、それを今回はお考えなのかなと思います。ご答弁をお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

交換の期限につきましては、各店舗から事業者へは何日締めでいつまでに換金しますということでお知らせをさせていただくように考えてます、今のところ9月末が使用期

限になっておりますので、１０月中が事業者から店舗への換金の期限と、事業者から町への委託のスケジュールとしては１２月末までを委託期間として今事業を検討しております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第８号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第９号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第７号から議案第９号までの３件は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第７号から議案第９号までの３件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第７号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第１１、議案第７号令和７年度長与町一般会計補正予算（第６号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第８号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第１２、議案第８号令和７年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第９号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 13、議案第 9 号令和 7 年度長与町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第 45 条の規定により、本臨時会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

これにて会議を閉じます。

令和 8 年第 1 回長与町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

（閉会 10 時 59 分）